

第十二集（指定文化財総集編）

山川町の文化財

鹿児島県揖宿郡山川町新生町八十四番地

山川町教育委員会



発刊にあたつて

山川町教育委員会

教育長 水 流 郁 郎

となしには将来への展望を切り拓くことはできません。

山川町には成川曲道をはじめ各地に先史時代の遺跡・遺物が残されております。我々の祖先は、うつそうと茂った森の中で、日当たりがよく水を擣やすい場所を選んで生活してい

たようです。

中世には山川小学校の裏山のあたりにあった上矢倉城の存在もわかつています。典型的な山城ですが土地の豪族たちの砦として戦乱に明け暮れた時期もあつたのでしょうか。

江戸時代になると山川港は南島への渡航地点として重要な役割を果たしたことは正史に詳しく記されております。正龍寺は桂庵玄樹の学統を引く陸南学派の學問僧が常住し、文教の府として栄えました。

後場近くにあるリュウガンの古本は、高津氏による殖産興業の跡を物語つてくれる、上諏兼・前玉利右衛門の功績は偉大なるものと称賛できます。

本書の刊行をきっかけにして広い視野からの新しい文化財の発掘・発見・文化財行政のあり方等についても御発達いただければ幸に思ひます。

終わりに、かねてから精方に調査研究にあたられた文化財保護委員会の方々に深甚から感謝を申し上げます。

昭和五十三年に改正された「山川町文化財保護条例」の第一条には
「山川町に存する文化財の保存及び活用のために必要な措置を講じ、もつて郷土文化の向上に資することを目的とする。」と記されている。
文化財とは「祖先のたくましい創造力、たゆまざる努力によつてはぐくまれてきた将来への指針となるような価値あるもの」といえるでしょう。
このような貴重な文化財を損傷したり、破壊することなく次の世代へ伝えていくことは我々の重大な責務である。そのため学識経験者を中心にして山川町文化財保護審議会が組織され調査研究を重ね、必要な措置を講じてきました。
この度「山川町の文化財」第十一集を刊行することになりまつたがこれも「必要な措置」の一部分であります。
町内外の方々が本書を通じて郷土山川への認識を新たにして、たくましく活力にみちた「郷土文化の向上」に資していくただきたいと思います。過失を反省し、歴史をふりかえるこ

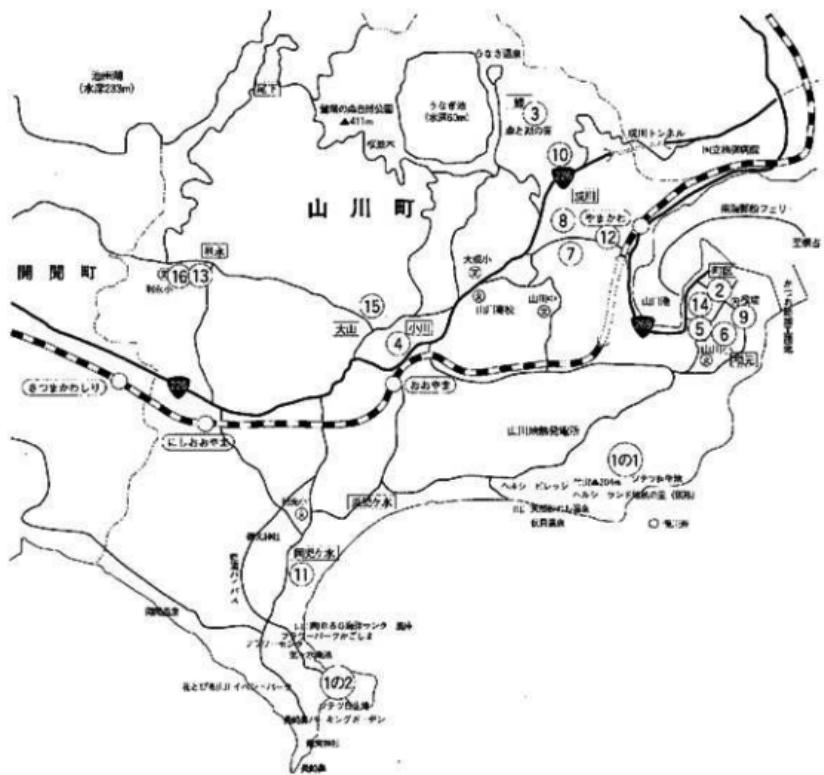
『目 次』

一、山川町文化財・覧	3
二、ソテツ白生地（国指定）とソテツ	4
三、山川藻園跡及びリュウガン	5
四、鍛地藏板碑	6
五、小川六地藏幢	7
六、山正龍寺跡墓石群	8
七、正龍寺宝珠付角柱石塔婆	9
八、成川板碑	10
九、田の神石像	11
十、地頭仮屋跡石屏	12
十一、成川十一面觀音座像及び石威	13
十二、前田利右衛門墓石	14
十三、成川南方神社神舞	15
十四、利永琉球金踊	16
十五、河野覚兵衛家墓石群	17
十六、桜井神社木札銘文	19
十七、利永の力石	20
	23
	24
	26
	27
	28
	29
	30
	31
36	32
37	33
	35

山川町文化財一覧

指定区分	名 称	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日	地図・番号
国指定特別天然記念物	ソテツ自生地	福元・竹山 岡児ケ水赤水堀	山 川 町	昭27.3.29	1の1 1の2
県指定史跡及び天然記念物	山川薬園跡 及びリュウガン	新生町35	タ	昭28.12.25	②
町指定有形文化財	蟻地藏板碑	蟻地藏坂6261	林田スミエ	昭50.1.24	③
タ	小川六地藏轍	小川納骨堂前	小 川 区	昭49.7.16	④
タ	旧正龍寺跡 墓 石 群	福元5780	福 元 区	昭56.10.6	⑤
タ	正龍寺宝珠付 角柱石塔婆	福元5780	タ	昭49.7.16	⑥
タ	成川板碑	成川井手方1204	中 菅 栄 二	昭49.7.16	⑦
町指定有形民俗文化財	田の神石像	成川下原937	入佐カエノ	昭56.10.6	⑧
町指定有形文化財	地頭板屋跡 石 墓 墳	新生町84 (町役場)	山 川 町	昭56.10.6	⑨
タ	成川十一面觀音 座像及び石燈	成川大坪1016-2	谷 口 隆	昭60.10.24	⑩
タ	前田利右衛門 墓 石	岡児ケ水東村2159 堂ノ間墓地	前 田 美 鶴	昭60.10.24	⑪
町指定無形民俗文化財	成川南方神社 神 舞	成川南方神社 神舞保存会	塙 本 秋 雄	平4.4.15	⑫
タ	利永琉球 傘 踊	利永琉球傘踊保存会	市 山 弘 志	平4.4.15	⑬
町指定有形文化財	河野覚兵衛家 墓 石 群	福元5780 (旧正龍寺跡墓地内)	河野覚兵衛	平8.1.4	⑭
タ	桜井神社 木 像 銘 文	大山3349 (桜井神社内)	大 山 区	平8.1.4	⑮
町指定有形民俗文化財	利永の力石	利永468 (利永集落センター内)	利 永 区	平8.1.4	⑯

山川町文化財地図



方位	東	西	北	南
極 東	130° 38' 40"		31° 11' 46"	
極 西	130° 33' 46"		31° 11' 46"	
極 南	130° 35' 10"		31° 9' 4"	
極 北	130° 35' 6"		31° 14' 13"	
広 びう	東西7.68km		南北9.57km	



国指定特別天然記念物ソテツ自生地

(指定 昭和二十七年三月十九日)

この辺へん一帯いにあるソテツは、じせいているものです。ソテツ科くわの植物ぶつは数種類すうしゅるいありますが、ほとんどが熱帶ねつたい、または亜熱帶あねつたいに生育せいいくしています。

そのうちの一種いっしゅだけが、ここ山川や坊津、佐多、内之浦うちのうらの四ヶ所よつかしょに生育せいいくし、日本における「野生の北限ほくげん」となつています。このため国の特別天然記念物とくべつだいなきねんぶつに指定していされています。このように、この自生地じせいちは、学術がくじゅつ的に極めて貴重きずなであります。荒あらしたり、盗ぬすみとることは、法ほうで嚴重げんしゆに禁きじられています。

ソテツ・ソテツ科の常緑低木。八丈島・九州南部以南の熱帯に

広く分布し、関東南端以南の暖地では鑑賞用に庭園に栽培されて

いる。幹は一本直立するか、まれには数本束生する株になる。高

さ一二メートル、全面に葉の跡があり、ざらざらしている。葉は幹の

頂部にだけつけ、かさを開いたように束生する。葉質はひじょう

にかたく、濃緑色でつやがあり、羽状に分裂し、線形の羽片を多

数つける。雌雄異株で花は幹の頂部につく。雄花は單生し、長さ

五七ミリ、径二〇ミリほどの円柱状で、くさび形の鱗片がらせん状に

つき、その下に多くの葯をつける。雌花は多数束生し、長さ一〇

ミリ五ミリ、上部は羽状に裂け、下部に三十五対の胚珠をつける。

受精はイチョウと同じく精虫によるもので、一八九六年に池野成

一郎によつて発見された。

九州最南端にはソテツの自生地があり、宮崎県・鹿児島県には
天然記念物に指定されている地域がある。大木としては静岡県清水
市竜巣寺の根まわり五メートル、枝張り九メートル、熊本県志名郡の根まわ
り十メートル、枝張り一〇メートル。静岡県伊豆川津町の径一メートル、高さ八メー
トルなどがある。

葉は盛り花に利用し、幹のすいは研いででんぶんをとり、果実
とともに救荒食品にする。

育て方は、夏は水を乾燥しない程度にあたえる。根に多量の水
分があるので、冬には霜よけと凍結を防ぐため室内におき、とく
に温度をあたえる必要はない。

葉を全部のそき自然乾燥させて冬を越せば、翌春にはまた

美しい葉をだす。

（西田 誠）



「ソテツ科」裸子植物・ソテツ目。世界の熱帯・亜熱帯に約九〇種がある。茎は円柱形で枝分かれではなく、胚珠は葉のふちにつく。

おしべの下面の胞子のう（花粉袋）には生殖細胞と栄養細胞があり前者は一個の精虫を形成する。精虫は纖毛のあるらせん管をつけた球で運動する。この群は、中生代に栄えた植物で、今生きているのはソテツ科だけである。

山川薬園跡地附近の地図



県指定史跡
天然記念物

山川薬園跡及びリュウガノ木

(指定 昭和二十八年十一月二十五日)

このリュウガノ木を中心とした一帯には、薩摩藩で最も古い薬園がありました。(万治二年一一六五九年に開園)当時は、山川の島津薬園とよばれ、レイシ・ハズ・キコク・カンラン・リュウガノ木などの薬草が数多く植えてあつたといわれています。(薬園の面積は、五反六畝だった)

現在は、熱帯に生育するムクロジ科のリュウガノ木(樹齢二百年以上と推定)が残されているだけですが、この樹は、いまも直徑一・五m程の茶褐色の実をみのらせてています。明治の終り頃までは、東京にあつた島津邸へも献上されていたと伝えられています。

薬園の「史跡」と「天然記念物」としての意義をあわせもつ大切な文化財です。

リュウガン〔竜眼〕

ムクロジ科の常綠性高木。

葉は互生し、羽状複葉で、長さ一五—四五枝、子葉は一〇枚内外、多くは二—六対つき、革質全緣で、長柄円形をなす。円錐花序は長さ一〇—三〇cmで頂生または腋生し、花は黃白色を呈り、直徑三—六mmで一〇〇〇余個つき、花弁・萼とも五片に分かれ、芳香がある。雄しべは六—〇個、柱頭は二裂する。果実は球形または偏球形で、徑径一—三cm、果皮は褐色を呈し、不鮮明・不規則な亀甲状の紋があり、もろい。四月に開花して七月八月に熟す。インド原産といわれ(マニカンダル説)、現在では、東南アジア諸国・熱帯アメリカなどに広く分布する。繁殖は挿生、共台の挿木、取木法などによる。

(飯塚 宗太)

果実を竜眼・桂圓といい、食用にする。果肉のように見えるのは透明で液汁の大木肉質の仮種皮で、甘く、生食される。これを乾燥して黒褐色となつたものを竜眼肉・福肉と称し、漢方で強壯・鎮静剤として、健忘症・不眠症などに用いる。

(長沢 元夫)

(薬園開設)	
笠水十五	(一六一八) 江戸南北薬園 勝内
・	(一七一六四〇) 豊前薬園
慶安一	(一六四八) 鳥取薬園
万治一	(一六五九) 山川薬園
延宝八	(一六八〇) 長崎薬園
貞永一	(一六八四) 小石川薬園
・	・
三麗五	(一六八七) 佐多薬園
安水八	(一七一五) 吉野薬園
(一七二九)	吉野薬園

(参考)

○藥園 薬園については、すでに古く大宝元年(七〇一年)制定の「大宝律令」の中に薬園に関する職制があるが、薬園開設が盛んになるのは近世に入りてからで、織田信長が永禄十一年(一五六六年)近江伊吹山に開いたことが知られている。江戸時代に入ると、寛永十五年(一六三八年)幕府が江戸に開設してから、各藩もこれにならって次つぎと薬園を開設するようになつた。特に薩摩藩は温暖多雨な気候風土を利用して、早くから薬園設置に積極的であった。

それに伴ない、薬草に関する調査研究を行う「本草学」も発達した。特に、科学知識に結連的な興味関心をもつていていた島津重豪は、薬園を整備し、曾根・久慈子等の本草学者を招き、「成形図說」「貴問本草」などの編纂を行つた。

(鹿児島県 文化財の知識)



町指定 うなぎ いだ
有形文化財 鰻地藏板碑

(指定 昭和五十年一月二十四日)

鰻地藏板碑は、南北朝時代の元徳四年（一二三二年約六六〇年前）に造立され、「地藏」を表現する梵字が刻まれています。かたわらの御堂にも、木像の地藏菩薩一體が安置されています。

こうした地藏信仰が、鰻地区に定着したのは、ここに「地藏」があつたためでしょう。今もなお、近隣の村人たちによる信仰あついものがあります。

（特に、一月十五・六日の地藏さん祭の日）

また、この板碑には、北朝年号が使用され、この地が、北朝一方の勢力圏だったことをうかがい知ることができます。

造立的には、関東の板碑によく似て、その古式を伝え、歴史上貴重な資料です。

板碑とは石塔の形態の一つに付与された名称であつて、「碑」ではない。ここで取り上げる石碑は、『古石婆婆』の如く板状に作成された所謂狭義の板碑ではなく、よしんばそれが角柱状であつても、頂部に山形と二条線(切り込み)、それに割離を有するものを「板碑」と称することにする。碑でもなく、板状でもないものを板碑と称することに、甚だ抵抗を惹ぜざるを得ないが、他に名称のない現況では止むを得まい。

板碑は石塔の中で独特的の構造を持つてゐる。それは、基礎を除けば塔身が一石で彫成されていることである。他の石塔類が数個の石より造成され、各部分を組み合せ、積み重ねたものと対照的である。この特徴によつて、板碑は他の石塔類のように崩壊しても各部分が散失することなく、個体としてその原状を保持し続けることができた。これは、板碑が他の石塔類に比べてその数が多く残存し、形態の比較観察を容易ならしめている要因である。板碑ブームといわれるほど、板碑の研究が盛んなのも、この特性がその背景の一つとなつてゐるのである。

「薩摩国
——
宿部
—— 石造塔婆考
——
重水宰 著

鰐地藏板碑附近の地図





有形文化財 小川六地蔵幢

(指定 昭和四十九年七月十六日)

六地蔵幢は、六道を輪廻している衆生を救うものとして、室町時代に多く造立されました。

この幢には、小川の豪族とおもわれる法名「雲心淨秀上座」とその妻が、天文二十二年（一五五三年約四四〇年前）生前に「現世安穩」と死後の「安樂園への往生」を願う旨を記した銘文があります。

この幢は、幾百年の間、小川の村人たちが死者に対する供養として大切に保存してきたものであり、銘文・造型とともに当地方を代表する貴重な資料です。

小川六地蔵幢附近の地図



一、所在地
二、形状
三、銘文

山川町小川 小川墓地

高二・七・〇。宝珠亡失、龜部を一部欠損するもほか塔柱正面に銘がある。

伏以今月今日豫修善根功德國心淨秀上坐并鏡山妙光大師西壽位於現也

奉造立六地藏一基~~正~~闍天义一ノ一年三月如意珠口願主白敬

壽命長遠子孫繁昌為□□安穩或於後生必安樂國可往生者也

○伏以（ふしておもう） 現世（げんせ） 安穩（あんのん） 後生（ごしゅう） 安樂國（あんらくこく） 往生（おうじょう）

【備考】宝珠は五輪塔の空風輪をコンクリートで着けてある。高さは基礎の地下の部分を含む。単位はセンチ。



町指定
有形文化財

旧正龍寺跡墓石群

(指定 昭和五十六年十月六日)

この旧正龍寺は、薩州山川海雲山正龍寺といい、山元氏が創建したといわれています。開基の年代は不明です。明徳九年（一二九〇年約六一〇年前）名僧・虎森和尚がまねかれて再建にあたりました。

その後、多くの名僧を出し、京都の儒家・藤原惺窓をも驚かす学問的本領の高さを誇り、薩摩科教の府とさえいわれました。

また、貿易港・山川港にはいる外国船の外交文書の授受にもあたっていました。そのため豊臣秀吉の検地による知行の没収をもまぬがれました。

しかし、明治一年の廢仏毀釈により、廢寺となりました。その時散逸したものを集めめたのがこの墓石群です。

旧正龍寺跡墓地（墓石群）見取図 —— 山川町指定文化財 —

9 9 60 63 62 61 60 59 58

26 23 27 19 13 7
 文政13
宝永2
享和第一年
古山人波多佐元利
1862 1762 1762 1762 1762 1668
 上行
木香林風
第十九具
義之和美
1732

44 41

22 26 18 12 6
 天保4
宝永9
第十九具
義之和美
1739 1739 1739 1739 1739 1558
 第二十九具
義之和美
1732

25
(手水所)

40

11 25 17 11 5
 文政13(天保1)
寶永13
享和1
丹波守大輔内
1730 1723 1723 1723 1723 1786
 第十六具
丹波守大輔内
1730

13 33

21 24 16 10 4
 文政3
宝永3
享和16
第13具等16
1731 1731 1731 1731 1731 1615
 五承
吉永家
1732

38

25 23 21 15 9 3
 尚希源酒
(享和3(1553))
寶永13
1673-80 1814 1718 1718 1718 1552
 文化11
宝永13
第13具等16
1718

42 37

28 22 20 14 8 2
 宝対15
享和2
通江秀重
1762 1775 1775 1775 1775 1552-53
 第二廿
通江秀重
1762



55

13 31 18 16 1
 文政13(天保1)
寶江正兵衛
1830 1818-25 1771 1771 1555
 長利
義之
1867

56

32 50 19 47 45
 宝対3
寶江正兵衛
長利
義之
1867 1867 1867 1867 1867
 美田正兵衛
義之
丸川正兵衛
1872 1872 1872 1872 1872
 長利
義之
丸川正兵衛
1867 1867 1867 1867 1867
 元文1
宝永13
内田勝助
久武
1672 1672 1672 1672 1672

57 58
 山川の鬼塚
(霞城)
大文4(1551)や大文4(1559)か
宝永六年
三月
高橋治右衛門

59
 山川の鬼瓦
(霞城)

入 口

正龍寺宝珠付角柱石塔婆附近の地図



有形文化財

正龍寺 宝珠付角柱石塔婆

指定 昭和四十九年七月十六日

正龍寺宝珠付角柱石塔婆には、阿弥陀三尊・觀音三尊・金剛大日如來とぞ彫出。また薬師形の梵字（種子）が刻まれています。

鉄文によれば、「源上人なる人物が、戰國時代の永禄十一年（一五六七年 約四〇年前）山川に来て、二十一日間滞留、多くの人々を集めて念仏講をおこなつたことが理解できます。

この塔婆は、当時の信託の実態を偲ばせるだけでなく「池上隼人助夫婦」と「網屋与樂左衛門允夫婦」という経済的支援者の名前を明記し、かつ造営上からも貴重な資料となっています。

正龍寺宝珠付角柱石塔婆銘文等

(第四面)

塔婆之丘那網屋与榮左衛門尤

- 一、所在地 山川町福元（山下）正龍寺墓地
 二、形状 高・六四・五。宝珠の一部を少欠しほば完形。
 四面に鉢がある。

三、銘文（第一面）

當行三七口留中諸衆祐縁畢
 泰滿六字名号 十洛又

水保十年丁卯七月日 國源上人敬

（第一面）

サ (sa) 鍬音菩薩

キリーク (hrub) 阿弥陀如來

サク (sab) 勢至菩薩

（第二面）

バーンク (vāmb) 金剛界大日如來

（第三面）

マン (man) 文殊菩薩

バク (bhah) 慈運如來

アン (am) 尊賢菩薩

（第四面）

アーンク (ām) 評藏界大日如來

不動

板碑附近の地図



有形文化財
成川板碑

指定 昭和四十九年七月十六日

成川板碑のある高台は、鳴河を治めた鎌田氏居城の跡と伝えられ、「内殿」と呼ばれています。今もなお、「からぬ」の跡が残されています。

銘文によりますと、戦国時代・大正四年（一九一五年）一、五七六年約四二〇年前、鎌田政成が、西園寺十二ヶ所の觀音の靈場を巡礼したことが埋解されます。群雄割拠の戦国の世に、遠く近畿地方にまで巡礼した政成の信仰の深さが、このばれます。

当地方ににおけるこの時代の板碑は、ほとんど角柱碑ですが、これは、関東の板碑によく似て薄型です。当時の信仰の状況と造形の研究上、貴重な資料です。

西国三十三所 近畿地方を中心に点在している三十二ヶ所の觀音を巡礼する靈場のこと。觀音をまつてある靈場ごとに巡礼札を納めるので、十二ヶ所札所、西國札所ともい、西國三十三觀音ともい。三十二という数字は觀音の三十三身說にちづいて名づけられた。

觀音信仰が平安時代末から民間信仰のなかで大きな位置を占めるようになつて以来、靈場巡礼が行われたようであるが、室町時代からは一般人の巡礼が盛んになつた。しかし當時はまだ靈場の順位も場所も一定しておらず、江戸時代になつては一定した。

長谷寺の開創といわれる確道が広めしたことになつて、巡礼は盛んにならなかつた。一七〇〇年ほどのらになつて花山上皇が巡礼されてから、しだいに隆盛になつたとい。各靈場には一首ずつ御歌歌があつて、巡礼者はそれを唱え、信心を奮い起こす助けとした。

第一番の那智山は日本における普陀落信仰の中心であり、絶壁の発掘物も多く、第一番に定着した理山もうなずける。第五番葛井寺の本尊、一千千眼觀音は本心乾漆像で、天平時代末の回宝として著名。第六番坂寺は「齋坂靈験記」で知られ、第八番長谷寺は真言宗豈山派の總本山として、文化財を数多く有し、花の寺として有名であり、同寺の徳道が西國三十二ヶ所の開祖ともいわ

れることから、第一番の靈場とすることもあつた。

第二番白山寺は紫式部をはじめとする文学作品と密接な関連を持ち、第十四番劍城寺は一片寺の晩鐘として名鑑の一つとされ、近江八景にも数えられる景勝の地である。

第十六番清水寺は「清水の舞台から飛び降りる」というように舞台造として知られ、第十七番の六波羅密寺の空也像は肖像彫刻の代表として有名。番外に发起院、元慶寺、花山院があり、徳道や花山上皇ゆかりの寺である。その後、関東には坂東三十三所、秩父三十三所（実際は三十四所）ができ、全国百箇所觀音となります観音信仰は民間にひろまつた。

（石上善心）



東京都指定
田の神石像

(指定 昭和五十六年十月六日)



田の神石像附近の地図



この田の神像は、明和八年（一七七一年）に成川下原の一
ヶ所に造立したものです。
二百二十年をへて、シキをかむつた表情が、かすかに憶ば
れます。
短い上着にタスキをかけ、下は裁着け袴をつけています。
右手には、小さなメシケ、左手には、団子ふうの物をのせ
ています。薩摩地方に多く見られる田仕事姿の田の神像です。
おそらく、成川の開田事業をおこなった時の水田耕作の守護
神として作られたものでしよう。
均整のとれた安定感のあるこの像は、占い田の神像の南限
を示すものとして貴重なものであります。

一、「田の神」石像

田の神石像は、南九州以外の地方ではみられないものである。
鹿児島県と宮崎県の旧薩摩藩領内だけに分布している。

十八世紀初頭から作られ始め、十八世紀から十九世紀の初め
までは特に本格的な制作が盛んであったことが考えられる。

薩摩では十七世紀の終わりから十八世紀の初めにかけて、本
格的な開拓事業が盛んに行われた。灌漑用水路・井堰・溜池な
どの大工事によって大きな水田が次々と生まれてきただ。田の
神石像はそうした時代にその水田稻作の守護神として作られた
めたと考えられる。

田の神石像は最初仏像・神像として出発し、時代と共に多く
の変化を生んだと思われる。

二、下原の「田の神」石像概要

○所 在 地

山川町成川下原

ここに「田の神」石像二体が並立しているが
今回対象としているのは右側の右像である。

三、考 察

○管 理 者 入佐カエノ
○材 質 山川石
○造 立 年 代 明和八年（一七七一年）
背後の支え石上脇部にあり
○刻 銘 下原前蔵 □

二才中 山川三四郎
明和八年 八十二 作之
三月古 井手

山川町特産の山川石（凝灰質安山岩）で作られている。山川

石の特徴は明るい黄色であること、軟質で刻み易い事、そして刻んだ表面が硬化して風化しにくくなることである。田の神としては倒したり、ぶつけたりの損傷がつき易いのが欠点だが、色が美しいので福岡山川地方には山川石の田の神が三十体ほどあり、下原の田の神石像はその代表作である。

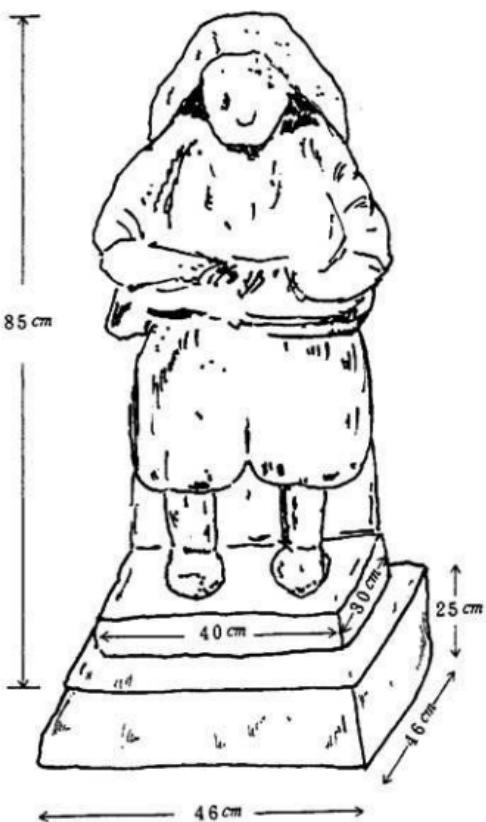
シキを被つた顔の表情は、まだ少々残っている。短い袖の上着にタスキを掛けており、下衣は裁着け物の大きいものをつけている。

右手に小さいメシゲ、左手には閉子ふうのものをのせている。
均整のとれた安定感のある姿態で、損傷を免ける前の立派さが

しのばれる。薩摩半島の先には田の神の数は極めて少ない。田の神文化が南の端には十分ゆきわたらなかつたということであろう。この出の神は古い田の神の南限である。

参考文献「田の神サア百体」 小野重朗著

四、下原の「田の神」石像の現状



町指定
有形文化財

地頭仮屋跡石塙

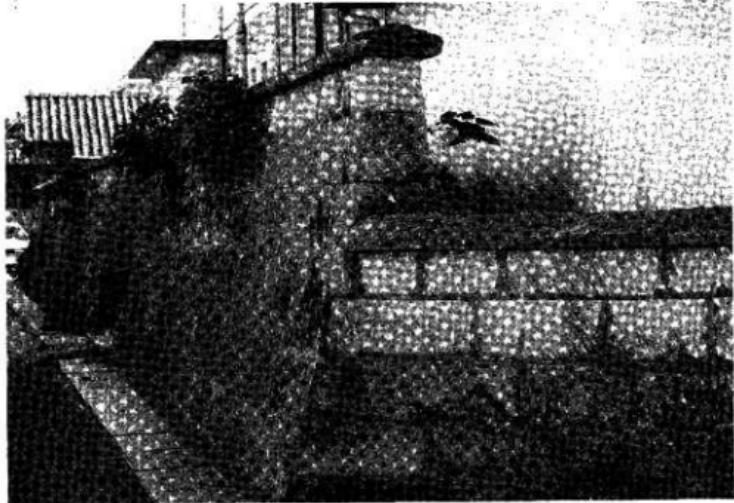
(指定 昭和五十六年十月六日)

ここ町役場庁舎をとりかこんでいる石塙は、地頭仮屋時代のものです。

地頭仮屋とは、江戸時代に山川郷の政治をつかさどっていた役所です。暖、横目、組頭の三役がおかれていました。

暖は、郷士年寄ともよばれ、郷内全般の政務をつかさどっていました。横口は諸務取次、検査訴訟にあたり、また組頭は、郷士の指導と仮屋の警備にあたっていました。

現在、北側と南側は、ほとんど原形を留めていませんが、東側と西側は大部分が残っています。明治初年に地頭職制が廃止されてからは、軍政所学校と変遷をへて今日にいたっています。



一、山川郷の創設

文禄元年（一五九二）指宿郷の管轄であった山川村成川村の二ヶ村を分割して一郷となし新たに山川郷を創設する。

正保四年（一六四七）大山村を頬杖郷より山川郷に編入する。慶安三年（一六五〇）岡元ヶ水村を頬杖郷より山川郷に編入する。

天正二十年（一五九二）山川郷福元に驚を置き地頭仮屋を設け地頭を置く。

地頭仮屋に嘸（郷士年寄）、横日、組頭の三役を置く。

嘸（郷士年寄）は郷内全般の政務を掌り代々数名が任命されたが、山川郷は初代から三代までは一名、四代目からは二名乃至四名が任命されている。

横日は諸務取次および検察訴訟の事に当たった。

組頭は郷士を数組に分けてその班役であるが、郷士教導と仮屋の警備に当たった。

右三役の下に都見廻（農事の監督指導および夫役の事を掌る）、竹木見廻（竹木の植栽や保護の監督）、山見廻、相棒見廻（板や

棟の植栽の指導監督）、道見廻、立山見廻、溝見廻、神事見廻、高張方、口事聞役、捕縛方、津口番役、溝主取、船大工主取、鍛冶主取、衆中船役、唐船通事、番所在番役等があり、また郷土中から庄屋、浦役を選んで村や浦を支配させた。（山川郷史）

地頭仮屋跡石塚附近の地図

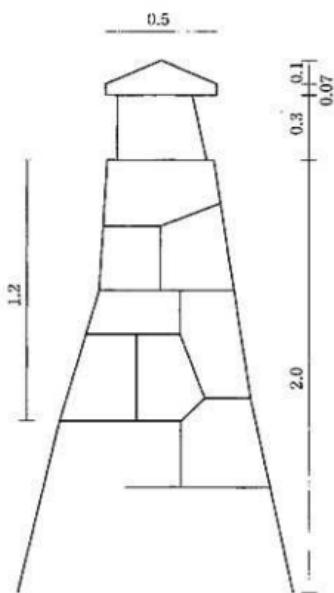


二、地頭仮屋跡の現状

地頭仮屋跡には、現在、町役場庁舎が建っている。地頭仮屋の石塀は北側と南側は殆ど原形を留めていないが、東側と西側は大部分が残っている。

山川石の石塀に開まれた町庁舎の敷地は一八七・九二平方米である。役場の裏の内庭に山川石の手洗鉢（高さ九八四mm、直径四四四）があり、基残っているが、これは地頭仮屋時代からのものと思われる。

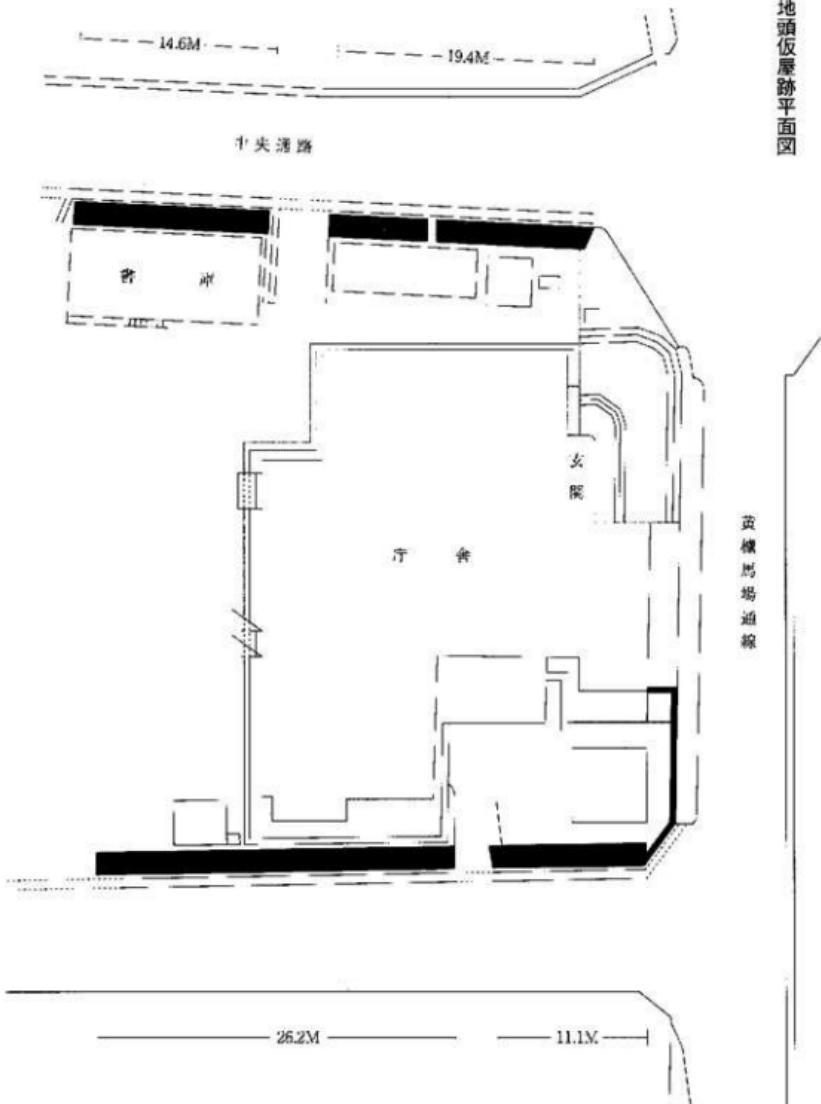
三、石塀断面図



四、地頭板塗跡平面図

黄櫻馬場通線

中央通路



成川十一面觀音座像及び石殿附近の地図



有形文化財
指定

成川十一面觀音座像及び石殿

(指定 昭和六十年十月二十四日)

この観音及び石殿は水禄九年（一五六六年約四二〇年前）
録山政成によつて造立されました。

杉木立の中にひつそりと立つてゐるこの石殿は、高さ約百
四寸、屋根の正面と軒に銘があります。この石殿の中には仏
像を彫出した板石をおさめています。

観音は、板石に薄肉彫ではられており、左脇に銘があり
ます。（板石の高さ約四十三、幅約二十四）像の高さは約二
十八寸で、両手にそれぞれ蓮華を持つておられます。
なお、板石の銘「水禄」の「禄」は禄の「水」を欠いてい
ます。なぜ、このように彫られているのか明らかではありません。
銘文の解説と共に、今後の研究がまたれるところです。

一、所在地 山川町成川大坪一〇一六の二

二、土地所有者 谷口 隆 山川町成川九八六

三、形 状

(1) 石殿 高一〇四・五センチ、完形。屋根の正面と軒に銘がある。

ある。基礎、石室、屋根より構成され、石室の中に仏像板石を納める。

基礎の高さ一〇・〇センチ、幅六九・〇センチ、奥

行は後部が崖に埋まつて計測できない。石室の部分は

側壁(左右と後面)を三個の板石で用い、正面に扇形

の板石をはめる。

石室の高さは中央で四二・五センチ、幅四八・八センチ、(内部二九・五センチ) 奥行三八・〇センチ(内部三三・〇センチ)(三四・〇センチ) 周間の板石の厚みは六・〇・七・八センチ、石室の中に基礎石を二、五枚彫り留めて、仏像板石を立てる。

寄棟造りの屋根は高さ四二・〇センチ、最大幅六八・〇センチ、奥行は五〇・〇センチで、軒の厚みは八・〇・九・〇センチ軒裏に一重の檼型(厚み一・〇センチ)を設ける。

(2) 一面觀世音菩薩像、板石の薄肉彫で左脇に銘がある。

板石は高さ四三・五センチ、幅は上・一九・〇センチ、下三二・七センチ、厚さ一四・〇センチ、中央に像高三八・〇センチの両手に夫々蓮華を持ち、彫刻の手法は素朴である。

板石の銘「永禄」の「永」は「水」を欠くが、なぜこのように彫られたのか詳らかでない。

文(屋根)

奉十一面觀音建立願主

藤原朝臣鎌田但馬守

法名松月宗鶴居士

東善坊三七日此令灑籠

一日三度、灑被祈成就

之時成川中門水懸候也

永禄九年内寅二月朔日

五、俗 称 タツノカンサア、ハノカンサア
六、考 察

この十一面觀世音の石殿並びに座像は、中世の作例であり、しかもほぼ完存している。これは山川町の歴史資料としての価値がきわめて高いと考えられる。

なおこの十一面觀世音座像並びに石殿は、先に町文化財に指定された成川被碑より十年前に、同一人物により造立されたものである。

七、参考

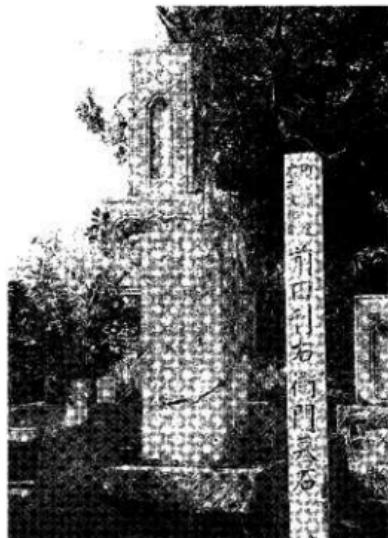
銘文を訓読すれば、十一面觀音を建立し奉る。源上は鎌田但馬守法名松月宗鶴居士、東善功をして、三・七日この誠にこもつしめ、一日一度ずつ霊に祈らる。成就の時、成川中門に水かかり候なり。

永禄九年内寅一月朔日」となる。(一五六六)



十一面觀世音石殿

前田利右衛門墓石附近の地図



有形文化財
前田利右衛門墓石

(指定 昭和六十年十月十四日)

この墓石は、享保四年（一七一九年約八〇年前）に建立されました。

前田利右衛門は宝永二年（一七〇五年）、琉球からはじめて日本種子芋を本土にもたらし、國見ヶ水に植えつけました。その後、しだいに河野にひろまり食用として多くの飢餓を救いました。

その功績をしのび、多くの人が調査研究に訪れます。今残されているものはこの墓石だけです。

また墓石のかたわらに設置されている河野・佐々木両家のによる頌徳碑も利右衛門の事跡を知るとともに、両家と利右衛門との関連をしのばせる大切な資料です。



町 指 定 なり
無形民俗文化財 かわみなみ
成川南方神社神舞 かたじんじんかん

(指定 平成四年四月十五日)

南方神社の祭神は「古事記傳創始名方命・八坂刀吉命（ヤサカノミコト）」であり、もとは「戴祐神社」と称した。創建についての資料の滅失のため不明な点が多いが、水正六年（一五〇九）、寛永七年（一六二〇）の棟札の存在に関する、「伝等からその歴史がこのばれる。」

当社の神舞の起源についてもまた、不詳な点が多いが、当社神官有島家系図によれば慶安二年（一六四九）頃にはすでに神舞が存在していたとみられる。

俗に相舞三十三番というが、現在本県では全種目を演ずるのは稀であり、種目数（上番以上「記録を含む」）のものは成川南方神社神舞を含め數社程度とされており（鹿児島大百科事典による）貴重である。

前鹿児島大学教授・下野敏見氏は、数少ない「内侍舞」の伝承の例として、「半世薩摩の内侍舞及び我が国の古代の神祭りの姿を伝えるトカラ列島の内侍舞」、「近世薩摩の内侍舞を伝承する山川町成川の内侍舞（ネイメ）と郷島の内侍舞」

をあげ、貴重な民俗文化財として認識し、保護する必要を述べておられる。(『鹿児島の民俗文化』)。

神舞の前日と当日の午前中に行われるグレマワリと称する

神奥の御神幸は、現在では成川地区をめぐっているようであるが、古くは旧成川村(成川・蔓・小川・浜兒ヶ水)全城を巡っていたものとみられる。また、ホイ講も旧成川村全城に組織されていたものとみられ、小川地区にはホイ講の記録(明治二十一年～昭和四十八年)や神舞の面なども残されていいる。南方神社(旧諏訪神社)は、旧山川郷成川村の鎮守として人々の崇敬をあつめていたものとみられる。

神舞の面は、天明六年(一七八六)に伴氏が寄進したものという伝承があるが真偽は不詳。現存するものは、田之神、翁、五方鬼神(青・赤・白・黒・黄)、手力、神明(シンメイ)、小神子、龍田、住吉、幣立(ヘタテ)の十三面である。(もともと三十二面あったが、昭和二年の火災の折に大半が焼失したという。)

歴史の深いこの貴重な文化財が、神舞そのものはもとより、神舞にともなう諸行事、設備、用具等にいたるまで、なるべく古形を保ち、由緒正しく伝承され、地域文化の深化発展に寄与するために、町指定文化財としての括置が講ぜられた。

【参考資料】

- 「平成二・三年度 鹿児島県の民俗芸能」

- 「民俗芸能緊急調査報告書――

(鹿児島県教育委員会)

- 「山川町成川の神舞記録」(真鍋隆彦)

鹿児島大学法文学部紀要 一九七九年二月 発行

- 「成川神舞と内侍舞」(ト野敏見)

「経済学論集」第一六号 別刷 一九七九年二月 発行

鹿児島民俗 No.一〇九号 一九九六年

- 「南方神社と神舞」谷迫はるえ

山川文学 No.十一号 一九七二年

- 「神舞」山川町成川青年会 一九七二年

- 「山川の文化財・第七集」(山川町教育委員会)

- 「鹿児島の民俗文化」下野敏見著 平成二年

琉球踊
利永 球傘踊

(指定 平成四年四月十五日)

琉球踊は鹿児島湾沿岸各地に分布しており、山川町（利永・大山・福元など）、開聞町（仙田・入野など）、指宿市（中小路・宮ノ前など）、喜入町（生見の川畠など）、国分市（敷根）、隼人町（川尻）、佐多町（垂水）など幾つかの伝承地が知られているが、そのなかにはすでに途絶えたところもある。

このうち、生見の場合は、明治の中頃、川畠部落の人が山川町利永（当時は今和泉村利永）で習得したものが伝えられたことであり、また、佐多町垂水の場合は、明治十一年頃、山川町大山の人が垂水に移住し、大山地区の踊を伝えたものとされる。

琉球踊は地域性の濃い民俗芸能であり、近世琉球貿易と少かりの深い南薩地方に多く分布しており、琉球貿易の要地であつた山川港を中心とする指宿・開聞地方は、琉球踊の伝承地として重要な位置を占めるといえる。

利永は歴史的には、延享一年（一七四四）今和泉郷の一村として設置される以前は、古来、瀬底郷仙田村の一部であり、枚聞神社との関わりも深かつた。また地理的には山川港と枚



聞神社を結ぶ道（頬姫山川筋）の途中にあり、山川港滞在中の琉球使節一行の枚聞神社参詣の道筋にあたっており、一行に接する機会も多かったろうと思われる。

その利水に古くから伝承されてきた琉球拳踊は、第二次世界大戦とその後の混乱期に一時中絶していたのを、昭和五十年に約二十年振りに復活した。以来、保存会が組織され、年毎に若者たちへの継承の努力が続けられている。

利水の琉球拳踊は、沖縄の「上り口説」がその源流と考えられ、近世における薩摩と琉球の重い歴史の影を映しながら、一面では、琉球薩摩の庶民レベルの文化交流の跡を残し、長い年月の間にさまざまな変遷を経て今日に継承されてきた。この貴重な文化財が、伝統に基づく占形を保ら、由緒正しく伝承され、地域文化の深化発展に寄与するために、町指定文化財としての措置が講じられた。

〔参考資料〕

- 「平成二・三年度 鹿児島県の民俗芸能」

- 民俗芸能緊急調査報告書 ——

（鹿児島県教育委員会）

- 「週刊レキオ」（琉球新報社）

昭和六一年三月一日発行
昭和六年四月一日発行

- 「デュクジン拳踊り」—— 民俗芸能の「考察」

（国本稔）

- 「山川の文化財・第七集」（山川町教育委員会）
南日本新聞 昭和五四年十月四日、五日発行

河野覚兵衛家墓石群

(指定 平成八年一月四日)

河野家は江戸時代から明治初年にかけて薩摩の南方貿易に貢献し、海運業で栄えた山川の豪商である。

墓石群は享保年間から文久年間にわたる初代から七代の歴代覚兵衛と係累の一派を含む十二基の五輪塔よりなり、風空輪を欠くものもあるが、ほぼ完全なものは高さ一メートル余でその重厚感は偉哉である。何れも造形と紋様の美しさを残し、河野家の繁榮ぶりを象徴すると共に、薩摩南方貿易の要津山川港の往時の賑わいぶりを偲ばせる。

また「この地方における五輪塔の造形は、極めて簡素で、地輪は四面無地で装飾はなく銘文のあるものもない……」とされるが、この五輪塔群は、述輪部が二～三層をなす正面の墓銘は磨抜きの影響か尖しているが、右・左・背面には三センチメートル前後の深い浮き彫りで南無阿弥陀仏の名号や多彩な紋様が残されている。まさに山川石の造形美の極みと言える貴重な五輪塔群である。

河野家は伊予國河野水軍の出とされ、薩摩海運業の発展に貢献した。江戸時代の山川港の活気は、この地に河野覚兵衛という有力な海運業者が存在したことによる。その豪商ぶ

河野覚兵衛家墓石群附近の地図



りを示す大五輪塔の墓石群は、同時に山川港発展史を物語る貴重な証である。また、これら大五輪塔は石工のたくみな技

により、故人の生業を表す儀を積んだ船や生前好んだあらう花や木成いは酒盃など多彩な紋様が浮き彫りされている。

古い山川石の墓石が壊されていく風潮のなかで、一七〇余年から一三〇余年を経た現在でも、山川石の造形美の極みといええるこの五輪塔群は、貴重な先人の遺産である。

材質は山川石（凝灰質安山岩）で、今日では伐り出されない大きい原石が使われている。

五輪塔の高さは完全なもので、二〇八～二三〇センチメートルある。

地輪は初代から二代までは一層、四代以降は二層の構造となつていて、地輪の正面は下層もしくは中層に「蓮坐」、上層に墓銘が深彫りされているが、墓銘は多くが欠損している。魔仏毀損の影響であろうか。

三代以降は地輪上層の左・右・背面に六字名号が下層もしくは下層の左・右・背面には多彩な紋様が深く浮き彫りされている。また、紋様の筆や無地の面に簽名・行年等が刻まれたものもある。

地輪・水輪・火輪は単なる平面的な装飾構造であるが、空・風輪は一石で、火輪上部のホゾ穴（径八・九、深さ一・五・二・五センチメートル）に納まる構造くなっている。しかし、

空・風輪は欠落したものが多い。

河野家所蔵資料

● 河野家系図

● 『大守様御光越の事』 文政八年（一八一五年）

掛軸に表装されている。

● 河野家氏神（通称） 船堂様

安永六年（一七七七年）十月建立

● 七代覚兵衛 位牌

〔参考資料〕

● 山川の文化財第九集「河野家の傳」 平成一年（月）

● 松下嵩明「山川港の豪商河野覺兵衛伝」 平成三年（月）

● 岩倉市郎「舊山川ばい船聞書」 昭和十三年（月）

● 安政三年四月一日付島津家江戸詰御用入堅山利武公用控

● 山川村郷土歴史第一編・第二編

● 下野敏見「生きている民俗探訪」（美しい山川石の墓）

昭和五四年（月）

● 五八夏大「薩摩的こばれ話」（薩摩の密貿易者の現状）

平成六年十一月

桜井神社附近の地図



町指定
有形文化財

桜井神社木像銘文

(指定 平成八年一月四日)

この銘文は、桜井神社本殿内に安置された男女二体の木像の背面にある。木像是水年地域の人々が崇めてきたものである。

当の木像銘文は、天正六年（一五七八）に書かれたもので、当時の為政者と見られる長井幡磨守貞正の名や大山と小川の大官司衆（祭主の命を受けて祭祀に奉仕する者）及び仏師の名が墨書きされている。

両体とも同一銘文が記され、四一七年を経たいまも十分に判読でき、当時の一端をうかがい知ることができる。

この時代は戦国時代で戦乱に明け暮れていた。だが、銘文によれば「諸願成就延」とあるので、この地方ではおそらく地域の平和安穏が実現したものと思われる。

当地方には中世古文書がほとんど残されていない中、当時の社会状況を知ることのできる貴重な歴史資料である。

木像二体とも材質は楠材である。

男像は 高さ 四三・八センチメートル

幅 二〇・〇センチメートル

[経過]

●昭和四八年六月一九日發見

●「広報やまがわ」第一四〇号紹介

●再調査 平成七年七月

(昭和四八年十月五日)

厚さ	一六・〇センチメートル
高さ	三三・〇センチメートル
幅	一八・〇センチメートル
厚さ	一三・五センチメートル
横	一一・〇センチメートル
高さ	一八・〇センチメートル
幅	一〇・〇センチメートル

の切り込みがあつてこの部分に次のような銘文(墨書き)がある。

天正六年諸願成就処

(往)は不明

本廟長井橋磨守實正

泰トは「松下」

大宮司衆

クホは「久保」

森下ノ又兵衛

大山の隣り集落の

クホノ神左衛門

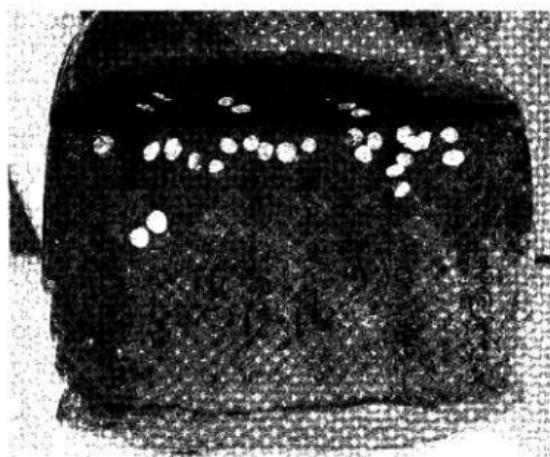
小川門の名も出て

中村ノ藤衛門

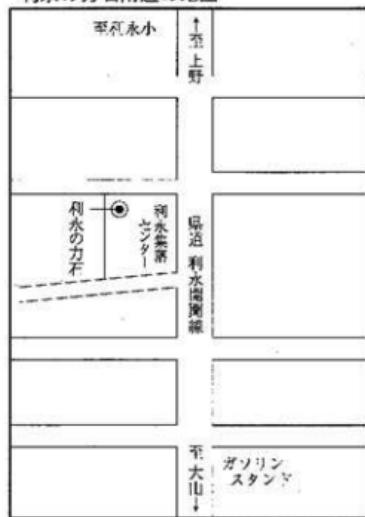
来る。

小川門六良衛門

佛師本覚坊種春



利永の力石附近の地図



有形民俗文化財 指定 利永の力石

(指定 平成八年一月四日)

当、利永の青年今、庭に大小一個の石があり若者たちは折々これを持ち上げ、担ぎ、持ち運ぶ競争をした。

石は古来さまざまな形で素朴な信仰の対象とされてきた。

神の依代である重い石を持ち上げて力を競う石占もその一つとされる。全国的に若者たちが力を競う力石の民俗はその娘変化したものと見られている。他方、この美谷は古くは村落共同体における若者たちの一種の通過儀礼であったともされる。その程度の重さの物を持ち運ぶことが若者の資格であり、その閑門を通過した者が村落共同体の構成員として一人前に認められ、若者はやがて配偶者を得て独立の家庭を営んでいった。

力石はかつては全国的に広く行われた民俗で、山川地方でも各地で行われた形跡があるが、所によつてはその記憶すら失われようとしている。

ほとんどの集落すでに力石は紛失しており、現存する利永の力石はまさに消滅しようとするこの民俗をうかがい知るための貴重な資料と考えられる。力石は石そのものはごくあらふれた石にすぎないが、この石を介して伝承されてきた村

落共同体における民俗の重みが貴重と思われる。

〔参考資料〕

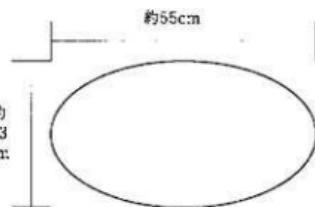
- 高さ(厚み)約二七センチメートル

トール

- 知覧町郷土誌

- 四日市大学健康科学研究室

高島慎助教授資料



- 重さ九七・六キログラム(一六三斤)卵形の浜石で「利永」の文字が彫られていたが磨滅している。

昔、力石を持った経験者たちによれば、昔、力石は、七五斤と一〇斤といわれていたという。現在(一六三斤)のものは

七五斤といわれているものか。

戦後、青年舎敷地が個人に売却された時、大きい力石は利永精社に移転され現存するが、小さい方は種々調査したが行方不明である。

- 「利永の力石」は利永集落センターに保管してある。

第十一集（指定文化財叢書編）

山川の文化財

平成十年十一月一日 発行

発行者 山川町教育委員会

印刷所 丸山印刷

TEL ○九三一・二二二八〇七

住所 指宿市湊一丁目二四一・九

